

事務連絡

令和6年10月1日

各都道府県防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）

「タイムラインによる避難所設置・運営のポイント」の活用について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、内閣府では、令和6年能登半島地震の避難所設置・運営における教訓を踏まえて、警戒期から応急期までのタイムラインに応じた避難所設置・運営のマニュアル「タイムラインによる避難所設置・運営のポイント（概要・詳細）」を別添のとおり作成しました。

当該マニュアルは、防災担当者が災害時の避難所設置・運営の基本的事項をタイムラインに沿って体系的に習得できるよう作成を行ったものです。

つきましては、当該マニュアルをご確認いただくとともに、管内各市町村の防災主管部局に対しても当該マニュアル活用を目的として、事務連絡を周知していただきますようお願いいたします。

なお、避難所の設置・運営につきましては、当該マニュアルのほか、内閣府が公表する「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「避難所運営ガイドライン」等も参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 坂本

TEL 03-3501-5191（直通）